

機関名	国東市民病院
任命権者	国東市病院事業管理者
計画期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
国東市民病院における障害者雇用に関する課題	<p>○国東市民病院では、医療機関ということもあり、特殊性や専門性の高い業務が多く、これまで障害者に限定した雇用などは行っていなかった。今後は、どのような業務に従事可能であるか検討するための組織体制を整備する必要がある。</p> <p>○令和5年度を検討期間として、院内の業務の切り出しなどを行う。</p>
目標	
①採用に関する目標	実雇用率を各年度6月1日時点で法定雇用率以上 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員が在籍した場合は、定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	<p>○障害者雇用推進者として、事務長を選任する。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口となる障害者職業生活相談員を配置する。また、障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む）全員について、大分労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○今後、障害者である職員が在籍した場合は、能力や希望を踏まえ、年に1回以上、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。また、障害者である職員との面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかを点検し、必要に応じて検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	<p>○今後、障害者である職員が在籍した場合は、定期的な面談で必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○市内の障害者施設との業務委託により、障害者の活躍できる環境整備を継続して行う。</p>
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>